

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
<p>第1条（カード等の利用）</p> <p>(1) PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を当社または提携アプリ（以下「アプリケーション」といいます。）を通じて提供するサービス（以下「スマホATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。）は、それぞれ次の場合（<u>スマホATMはウ）の場合を除く</u>）に利用することができます。</p> <p>ウ）オンライン自動出金機の共同利用による振込業務につき当社と提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振り込みを行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払い戻し金を振込資金として振り込みを依頼する場合。</p> <p>エ）その他当社所定の取引をする場合。</p> <p>(2) カード等は、当社および当社入金提携先・出金提携先・<u>カード振込提携先（スマホATMを除く）</u>所定の時間帯に限り、利用することができます。</p>	<p>第1条（カード等の利用）</p> <p>(1) PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）およびスマートフォン上でキャッシュカードに代わる機能を当社または提携アプリ（以下「アプリケーション」といいます。）を通じて提供するサービス（以下「スマホATM」といいます。キャッシュカードとあわせて以下「カード等」といいます。）は、それぞれ次の場合に利用することができます。</p> <p>ウ）削除</p> <p>エ）をウ）へ繰り上げ</p> <p>(2) カード等は、当社および当社入金提携先・出金提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。</p>

<p>第4条（出金機による預金の払い戻し）</p> <p>(2) 出金機による払い戻しは、出金機の機種により出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金限度額は、<u>振り込みのための払い戻しを合わせて当社所定の金額とさせていただきます。</u></p> <p>(3) 出金機による払い戻しをする場合に、払い戻し金額と第7条の出金手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払い戻しはできません。</p>	<p>第4条（出金機による預金の払い戻し）</p> <p>(2) 出金機による払い戻しは、出金機の機種により出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払い戻しは、出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金限度額は当社所定の金額とさせていただきます。</p> <p>(3) 出金機による払い戻しをする場合に、払い戻し金額と第6条の出金手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払い戻しはできません。</p>
<p>第5条（振込機による振り込み）</p> <p>(1) 振込機を使用して預金を振り替えにより払い戻し、その払戻金を振込資金として振り込みを依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定の事項を正確に入力してください。</p> <p>(2) 振込機による振り込みは、振込機の機種によりカード振込提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの振り込みは、カード振込提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振り込み限度額は、現金での払い戻しと合わせて当社所定の金額とさせていただきます。</p> <p>(3) 振込機を使用して振り込みを依頼する場合に、振込金額、第7条の出金手数料金額、および第8条の振込手数料金額の合計額が、預金を払い戻すことのできる金額をこえるときは、その振り込みはできません。</p>	<p>第5条（振込機による振り込み）</p> <p>削除</p>
<p>第6条（入金手数料）</p>	<p>第5条（入金手数料）</p> <p>第5条へ繰り上げ</p>
<p>第7条（出金手数料）</p> <p>出金機<u>または振込機</u>を使用して預金を払い戻す場合には、当社所定の出金機・<u>振込機使用</u>に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、預金の払い戻し時に当該預金口座から</p>	<p>第6条（出金手数料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6条へ繰り上げ ・出金機を使用して預金を払い戻す場合には、当社所定の出金機に関する手数料（以下「出

<p>自動的に引き落とします。</p>	<p>金手数料」といいます。)を、預金の払い戻し時に当該預金口座から自動的に引き落とします。</p>
<p>第8条(振込手数料) 振込機を使用して振り込みを依頼する場合には、当社およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払い戻し時に当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当社からカード振込提携先に支払います。</p>	<p>第8条(振込手数料) 削除</p>
<p>第9条(カード、端末等の紛失等) (1) カードまたは端末等を失ったとき、カードの偽造、変造、盗難、紛失等または端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当社所定の方法により届け出てください。この時点で当該口座に払い戻しの停止その他の取引制限を設定させていただきます。この通知以前に生じた損害については、第11条および第12条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。なお、カードの紛失によりお客さまが損害を被った場合は、キャッシュカード盗難補償規定の定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。</p>	<p>第7条(カード、端末等の紛失等) ・第7条へ繰り上げ ・(1) カードまたは端末等を失ったとき、カードの偽造、変造、盗難、紛失等または端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当社所定の方法により届け出てください。この時点で当該口座に払い戻しの停止その他の取引制限を設定させていただきます。この通知以前に生じた損害については、第9条および第10条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。なお、カードの紛失によりお客さまが損害を被った場合は、キャッシュカード盗難補償規定の定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。</p>
<p>第10条(暗証照合等) (2) 当社がカード等の電磁的記録によって、<u>出金機</u>または<u>振込機</u>の操作の際に使用されたカード等を当社が交付または提供したものとして処理し、入力された暗証番号と当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行った預金の払い戻しは、カード等または暗証番号につき事故があっても、そのために生じた損害については、当社および入金提携先・<u>出金提携先</u>・<u>カード振込提携先</u>は責任を負いません。ただし、この払い戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗</p>	<p>第8条(暗証照合等) ・第8条へ繰り上げ ・(2) 当社がカード等の電磁的記録によって、<u>出金機</u>の操作の際に使用されたカード等を当社が交付または提供したものとして処理し、入力された暗証番号と当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行った預金の払い戻しは、カード等または暗証番号につき事故があっても、そのために生じた損害については、当社および入金提携先・<u>出金提携先</u>は責任を負いません。ただし、この払い戻しが偽造</p>

<p>難カードによるものである場合の当社の責任については、第 11 条および第 12 条によります。</p>	<p>カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当社の責任については、第 9 条および第 10 条によります。</p>
<p>第 11 条（偽造カード、変造カードによる払い戻し等）</p> <p>(1) 個人のお客さま（個人事業者のお客さまも含みます）で、偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。なお、損害に対しては、キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。</p> <p>(2) 法人のお客さま（日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）で、偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払い戻しについては、入力された暗証番号が当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうちは、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。</p>	<p>第 9 条（偽造カード、変造カードによる払い戻し等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 9 条へ繰り上げ ・(1) 個人のお客さま（個人事業主のお客さまも含みます）で、偽造カードまたは変造カードによる出金機を使用した払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。なお、損害に対しては、キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。 (2) 法人のお客さま（日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）で、偽造カードまたは変造カードによる出金機を使用した払い戻しについては、入力された暗証番号が当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうちは、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。

第12条（盗難カードによる払い戻し等）

(1) 個人のお客さま（個人事業者のお客さまも含みます）がカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は後記（2）に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

ア) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること

イ) 当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

ウ) 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(3) 前記（1）、（2）は、前記（1）にかかる当社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じた出金機または振込機による払い戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(5) 法人のお客さま（日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）がカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払い戻しについては、入力された暗証番号が当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうえは、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。

第10条（盗難カードによる払い戻し等）

・第10条へ繰り上げ

・(1) 個人のお客さま（個人事業主のお客さまも含みます）がカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機による払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は後記（2）に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

ア) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること

イ) 当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

ウ) 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(3) 前記（1）、（2）は、前記（1）にかかる当社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じた出金機による払い戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(5) 法人のお客さま（日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）がカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機による払い戻しについては、入力された暗証番号が当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうえは、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。ただし、キャッシュカード盗難補償規定に定めるところにより、損害の全部または一部に対して補償が行われる場合があります。

<p>第 13 条（入金機・<u>出金機・振込機</u>の誤入力等）</p> <p>入金機・<u>出金機・振込機</u>の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当社、入金提携先・<u>出金提携先・カード振込提携先</u>は責任を負いません。</p>	<p>第 11 条（入金機・出金機の誤入力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条へ繰り上げ ・入金機・出金機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当社、入金提携先・出金提携先は責任を負いません。
<p>第 14 条（解約、カード等の利用停止等）</p>	<p>第 14 条（解約、カード等の利用停止等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 12 条へ繰り上げ
<p>第 15 条（規定の適用）</p>	<p>第 15 条（規定の適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 13 条へ繰り上げ
<p>第 16 条（規定の変更）</p>	<p>第 16 条（規定の変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 14 条へ繰り上げ

以上